

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

#### (1) 耐震化の推進のための役割分担（図－2）

##### ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

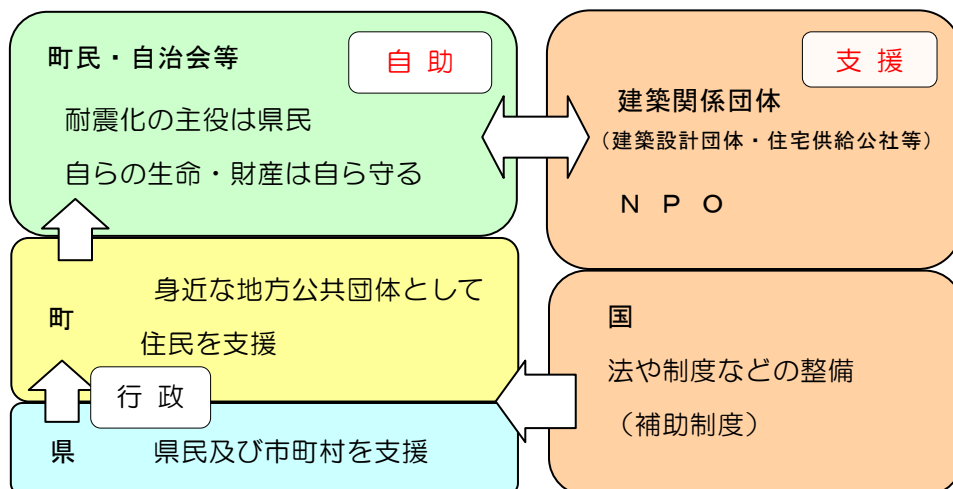
##### イ 関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、町民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

##### ウ 町

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

（図－2）耐震化を推進するための役割分担（イメージ）



## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### (1) 補助事業等の実施

#### ア 住宅に関する支援

町においては、住宅の耐震化を促進するため、平成18年度から、住宅耐震診断事業（補助事業）を実施してきました。今後も町民が住宅の耐震化に関する支援策を受けられることができるよう、県と連携しながら、継続的に昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対する支援をしていきます（表-15）。

また、地震時、家具の転倒によりケガをしたり、逃げ遅れたりすることがないように、地震被害軽減対策として家具の転倒防止器具の周知を図っていきます。

（表-15）事業の概要

| 区 分         | 耐震診断                          | 耐震改修（補強）                        |
|-------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 対象建築物       | ◇昭和56年以前の住宅                   |                                 |
| 助成内容        | 市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成         | 耐震改修（補強）工事に要する経費に助成             |
| 補 助<br>対象経費 | ◇簡易診断6千円／戸<br>◇精密診断3万円／戸      | 120万円／戸                         |
| 補 助 率       | 国 : 1／2<br>県 : 1／4<br>町 : 1／4 | 建築主 : 1／2<br>県 : 1／4<br>町 : 1／4 |

既存木造住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県既存木造住宅耐震化評価委員会」により評価された、新たな耐震補強器具（耐震金物）等に関しても町民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます。（表-16、別表-2）。

（表-16）

|                   |     |
|-------------------|-----|
| これまでに評価された耐震補強器具等 | 10件 |
|-------------------|-----|

#### イ 多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、避難施設となる建築物、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等に対して支援していきます（表-17）。

（表-17）支援事業の枠組み

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 住宅以外の建築物 | 避難施設となる建築物の支援（新設）      |
|          | 多数の者が利用する建築物に対する支援（検討） |
|          | 緊急輸送道路等沿道建築物に対する支援（検討） |

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

#### (1) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

#### (2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

町の「住まいづくり相談」では、耐震改修等に関する相談にも対応します。

また、住宅・建築物耐震改修等事業の実施に際し、県では耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します（表-18）。

(表-18)

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 長野県木造住宅耐震診断士の登録数（H20.1.31 現在） | 1,850 名 |
|-------------------------------|---------|

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

#### (1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会をとおして、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

#### (2) ガラス・天井の落下防止対策

平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震では、オフィスビルの窓ガラスが落下し通行人に負傷者が出ました。また、同年 7 月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井が落下し利用者に負傷者が出ました。現行の基準に合っていないものに対しては、改修を行うよう引き続き指導・啓発等を行います。

#### (3) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防部局と連携して進めます。

## 5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、耐震化を推進します（表－１９）。

（表－１９）事業の概要

| 区 分                              |                   | 【事業名】概 要  | 補 助 率 |     |     |
|----------------------------------|-------------------|---|-------|-----|-----|
|                                  |                   |   | 国     | 県   | 市町村 |
| 危険住宅の移転等<br>除却、新築・移転先<br>の土地の購入等 | 除却補助<br>・<br>利子補給 | 【がけ地近接等危険住宅移転事業】<br>危険住宅を除却し、安全な<br>住宅の建て替えの促進                          | 1/2   | 1/4 | 1/4 |
| 砂 防 設 備                          | 整備                | 【住宅宅地基盤特定治水施設等整備】<br>（住宅・建築物の耐震改修支援）<br>住宅市街地を保全するために必要な<br>土砂災害防止施設の整備 | 1/2   | 1/2 | －   |
| 急傾斜地崩壊<br>防止施設                   |                   |   |       |     |     |